意　見　募　集

みなさまのご意見･情報をお寄せください

神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱等の一部改正について

意見募集期間

２０２６年１１月２日～１２月１日

問い合わせ先

神戸市建築住宅局住宅管理課

電話０７８－５９５－６５４０

１　意見募集期間

２０２６年１１月２日（月）～２０２６年１２月１日（火）

２　意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

（1）郵送による提出

〒６５１－００８３　神戸市中央区浜辺通２丁目１－３０　三宮国際ビル3階
神戸市建築住宅局住宅管理課　「要綱改正意見募集」宛
※２０２６年１２月１日（火曜）必着

（2）ファクシミリ　による提出

（０７８）５９５－６６６２　神戸市建築住宅局住宅管理課　「要綱改正意見募集」宛

（3）電子メールによる提出

アドレス：jyutakukanri@city.kobe.lg.jp
件名には「要綱改正意見募集」と記載いただき、コンピューターウィルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

（4）持参による提出

神戸市建築住宅局住宅管理課
神戸市中央区浜辺通２丁目１－３０　三宮国際ビル3階
平日　８時４５分～１２時、１３時～１７時３０分までの間

３　注意事項

（1）この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

（2）書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

（3）提出される書式には、「神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

（4）電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

（5）いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて２０２６年１２月頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所１号館１８階）でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

(1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。

(2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。

(3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。

(4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱等の一部改正（案）の概要

建築住宅局住宅管理課

1. 改正案の概要

（1）「神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱」では、市営住宅の入居予定者及び入居補欠予定者の選定に関し必要な事項を定めています。要綱別表には、平成15年5月定時募集以降の落選回数が多い者や、阪神・淡路大震災による被災者へ多く抽選番号を付与することを定めています。

（2）「神戸市営住宅のポイント方式による入居予定者等選定事務取扱要領」では、ポイント方式による選定方法や住宅困窮度の評価項目及び評価基準などについて定めています。この規定の中に、平成15年5月定時募集以降の落選回数がある方、阪神・淡路大震災の被災者などへの配点を定めています。

（3）この度、落選回数を計算する期間を「平成15年5月定時募集以降」から「募集期間初日から過去5年間」に改めるとともに別紙内容に改正します。
また、阪神・淡路大震災の被災者への優遇制度を廃止します。

2. 改正理由

落選回数の計算基準年とする2003（平成15）年から20年以上、また阪神・淡路大震災より30年以上が経過したことから、これらの基準は現状の住宅困窮度を示す指標ではなくなってきたため。

3.施行予定

2027年4月（2027年5月募集より適用予定）

神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱　別表（案）（第５条及び第６条関係）抜粋

改正前

区分	対象者	取扱い
一般申込者	平成 15 年５月以降の定時募集の落選回数が４回以下の者	抽選番号を１個付与する。
	平成 15 年５月以降の定時募集の落選回数が５回以上９回以下の者	抽選番号を３個付与する。
	平成 15 年５月以降の定時募集の落選回数が 10 回以上の者	抽選番号を４個付与する。以後落選回数が５回増えるごとに抽選番号を１個ずつ追加し、８個を上限に付与する。
優先枠対象者	阪神・淡路大震災による「全壊（焼）」または「半壊（焼）」の罹災証明書を持っており，かつ震災時に居住していた住宅が解体済または解体予定であることを証明または確認できる者	平成 15 年５月以降の定時募集の落選回数が，４回以下の者には抽選番号を２個付与する。 ５回以上９回以下の者には５個，10 回以上の者には６個，以後落選回数が５回増えるごとに１個ずつ抽選番号を追加し、10 個を上限に付与する。
	【以下省略】	

改正後

区分	対象者	取扱い
一般申込者	募集期間初日から過去５年間の定時募集の落選回数が４回以下の者	抽選番号を１個付与する。
	募集期間初日から過去５年間の定時募集の落選回数が５回以上９回以下の者	抽選番号を２個付与する。
	募集期間初日から過去５年間の定時募集の落選回数が 10 回以上の者	抽選番号を３個付与する。
優先枠対象者	＿＿＿	